

野田市障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例 (案) の概要

1 野田市の意思疎通に係る条例の制定に係る動き

千葉県が平成28年6月に制定した千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第5条に市町村の役割が次のように規定されている。

「第5条 市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。」



市独自の条例を制定するのではなく、意思疎通支援の環境整備を進める。

環境整備の事例

平成28年度 窓口設置手話通訳者の配置日数を「週3日4時間」から「週5日4時間」に拡充

平成29年度 意思疎通支援者派遣業務を野田市社会福祉協議会への委託から市直営化

市施設の窓口に「筆談マーク」の設置

平成30年度 手話奉仕員養成講座への市職員の参加



意思疎通支援の環境整備を進めてきたが、地域社会における共生を実現するためには、聴覚に障がいのある人を始めとする意思疎通支援が必要な人が利用する意思疎通手段について、更に広く市民等の理解を深める必要があるとの認識から条例の制定を検討する。

条例の制定を先行している自治体では、手話を言語として位置付けることを目的とする手話言語条例のほか、手話及びその他の意思疎通手段の普及の促進に関する条例が制定されている。

手話は、日本語や英語などの音声言語ではなく手指や表情による視覚的言語であることから、手話を言語として位置付け市民等の理解を深めることと、言語を利用した筆談などの意思疎通手段の利用促進を図ることは、その性質が異なるとの考えから、市では令和元年度に手話言語条例を制定し、令和2年度に(仮称)障がいのある人とない人との円滑な意思疎通を推進する条例の制定を目指すこととする。



令和2年4月1日 野田市手話言語条例施行

2 手話言語条例と障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例の違い

(1) 手話言語条例

手話言語条例は、手話が言語として認められていなかったことや、手話を使用することができる社会環境が整備されてこなかったことを踏まえ、手話が視覚的に表現する言語であることを明確に位置付けることを条例の第一義とし、手話の理解と広がりをもって、手話を必要とする者が日常生活や社会生活において不便や不安を感じることなく安心して暮らすことができる共生社会の構築を目指すものです。

(2) 障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例

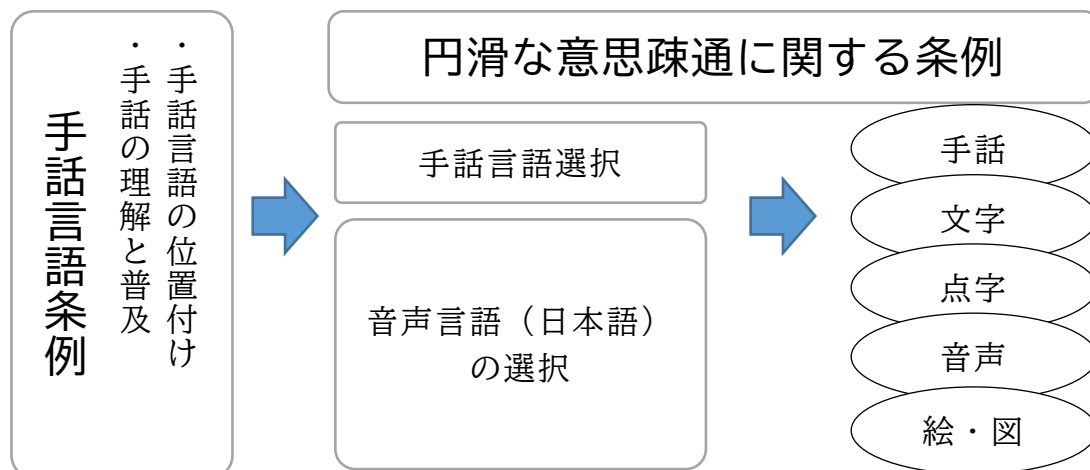
障がいのある人の円滑な意思疎通に関する条例（以下「円滑な意思疎通に関する条例」という。）は、手話を必要とする者、難聴者、中途失聴者、盲ろう者などの聴覚に障がいのある人のほかにも、視覚障がいなどの身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの障がいのある人など、意思疎通に支援が必要となる障がいのある人全てを対象としています。

(3) 手話言語条例と円滑な意思疎通に関する条例の関係

手話を言語として明確に位置付け、その理解と広がりをもって、日常生活や社会生活において自由に手話を使える環境を整備することにより、手話を必要とする者は、手話を含めて、自らの意思で言語を選択して意思疎通を図ることができると考えています。

手話以外の言語（例えば日本語）の選択によって、難聴者、中途失聴者、盲ろう者、身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がいの障がいのある人が意思疎通を図るときに、それぞれの障がいの特性により生じてしまうバリアを様々な意思疎通手段を用いることで取り除き、意思疎通を図ることができると考えています。

以上のことから、手話言語条例と円滑な意思疎通に関する条例は、互いに補完する関係にあると考えています。



3 円滑な意思疎通に関する条例（案）

条例（案）は、第1条から第9条までの構成としており、各条文に対する説明等を加えています。

（目的）

第1条 この条例は、障がいのある人の特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信のための手段の確保のため、意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、意思疎通手段の確保に関する施策を総合的に推進し、もって障がいの有無にかかわらず共生することができる地域社会を実現することを目的とする。

【説明等】

本条は、条例の内容を総括的に示すとともに、条例の目的を定めています。

意思疎通手段の普及及び利用の促進に関し基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割、意思疎通手段に関する施策を推進することを明記することにより、社会的障壁を除去し障がいの有無にかかわらず、市民誰もが相互に人格・個性を尊重し支えあう共生社会の実現を目指します。

市民等の範囲については、野田市手話言語条例と同様に事業者も含むものとします。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障がいのある人 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害及び同条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態にある者をいう。
- (2) 意思疎通手段 手話、触手話、要約筆記、点字、音訳、平易な表現、代筆、代読、情報通信機器の使用その他障がいのある人が日常生活又は社会生活を営む上で必要とする情報の取得又は意思疎通を図るための手段をいう。

【説明等】

(1)障がいのある人

障がいのある人の定義については、「障害者基本法」及び「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」の定義を踏襲しています。

なお、平成16年6月4日に公布された「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成16年法律第80号）の成立に際し、参議院において「てんかん及び自閉症その他の発達障害を有する者並びに難病に起因する身体

又は精神上的の障害を有する者であつて、継続的に生活上の支障があるものは、この法律の障害者の範囲に含まれるもの」と附帯決議が付されているため、条例の障がいのある人の定義には、この附帯決議に該当する者も含むものとしします。

〔関連する法令等〕

・ 障害者基本法第2条

この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

・ 障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例第2条

この条例において「障害」とは、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害及び同条第2号に規定する社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活において相当な制限を受ける状態をいう。

(2)意思疎通手段

障害者の権利に関する条約(以下「障害者権利条約」という。)の「意思疎通」の定義を基に、具体的な意思疎通支援の方法を規定しています。「その他」には、ヒアリンググループ(音声を磁力で補聴器等に伝えることで聞こえを支援する設備)等の情報支援技術を利用した手段が挙げられます。

〔関連する法令等〕

・ 障害者権利条約第2条

「意思疎通」とは、言語、文字の表示、点字、触覚を使った意思疎通、拡大文字、利用しやすいマルチメディア並びに筆記、音声、平易な言葉、朗読その他の補助的及び代替的な意思疎通の形態、手段及び様式(利用しやすい情報通信機器を含む。)をいう。

(基本理念)

第3条 意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進は、障がいのある人が意思疎通手段を利用して意思疎通を図る権利を有するとの認識の下で、全ての市民等が互いにその人格及び個性を尊重し合うことを基本に行わなければならない。

【説明等】

本条は、意思疎通手段の普及及び利用に関する基本理念を定めています。

障がいのある人は、それぞれの特性に応じた意思疎通手段を利用することを理解しながら、市民等が意思疎通を図り互いに尊重することとしています。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の施行により、障がいのある人もない人も平等に生活できる社会づくりを推進するため、行政機関や事業所を対象に障がいを理由とした不当な差別的取り扱いの禁止や社会的障壁を除去するための合理的配慮が義務付けられています。市民のみなさんには、課される義務等はありませんが、共に支え合う共生社会の実現のために助け合うことが求められています。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進並びに意思疎通手段を使いやすい環境の整備に関する施策（以下「意思疎通手段普及促進等施策」という。）を講じなければならない。

【説明等】

本条は、市の責務を定めたものです。

市は、意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進並びに障がいのある人が意思疎通手段を使いやすい環境の整備に関する施策を講じなければならないとしています。

施策の推進に当たっては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律のほか、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例に基づき、国、県等の関係機関や関係団体と連携を図って実施します。

〔関連する法令等〕

- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第5条
行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。
- ・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条
行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。
2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その

実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

・ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 8 条

事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

・ 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第 4 条

県は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村その他関係機関と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進に努めなければならない。

2 県は、手話等を使用する者と連携し、手話等に対する県民の理解の促進に努めなければならない。

・ 千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第 5 条

市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

（市民等の役割）

第 5 条 市民等は、この条例への理解を深めるとともに、市が実施する意思疎通手段普及促進等施策に協力するよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、市民等が担うべき役割を定めています。

市民等は、条例の基本理念への理解を深めるよう努めるとともに、市が実施する意思疎通手段の普及の促進並びに意思疎通手段を使いやすい環境の整備に関する施策について協力することを求めています。

また、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例においても、県民及び事業者の役割が示されています。市の条例では、事業者を市民等に含みます。

〔関連する法令等〕

- ・千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第6条

県民は、基本理念にのっとり、手話等及び聴覚の障害に関する理解を深めるよう努めるものとする。

2 手話等を使用する者は、基本理念にのっとり、手話等の普及の促進に協力するよう努めるものとする。

（県との連携）

第6条 市は、意思疎通手段普及促進等施策を講ずるに当たっては、千葉県と連携を図るよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例において、市町村に対して県と連携を図ることが示されていることから、市においても施策の推進に当たって県と連携を図ることを定めています。

〔関連する法令等〕

- ・千葉県手話言語等の普及の促進に関する条例第5条

市町村は、基本理念にのっとり、県と連携し、聴覚障害者の社会的障壁の除去について、聴覚障害者が障害のない者と実質的に同等の日常生活又は社会生活を営むために必要かつ合理的な配慮を行い、手話等の普及の促進及び手話等を使いやすい環境の整備に努めるものとする。

（施策の策定及び推進）

第7条 市は、意思疎通手段普及促進等施策を講ずるに当たっては、基本理念にのっとり、次に掲げる施策について定め、これを総合的に推進しなければならない。

- (1) 意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進を図るための施策
- (2) 市民等が意思疎通手段を学習する機会を確保するための施策
- (3) 障がいのある人が特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信を行うことができる環境を整備する施策
- (4) 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他障がいのある人の意思疎通を支援し、又は補助する者の養成及び拡充を図る施策
- (5) 災害時における意思疎通手段による情報を得やすい環境を整備する施策
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策

2 市は、前項各号の施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から意見を聴くよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、市の責務として取り組む施策の実効性を確保するため、条例の基本理念にのっとり、具体的な施策を策定した上で、意思疎通手段に関する施策を総合的に推進することを定めるものです。

施策の推進に当たっては、必要に応じて当事者団体及び当事者を支援する団体の協力を求めて実施していきたいと考えています。

また、施策の策定及び見直しに当たっては、障がい者関係団体等から直接意見を聴くとともに、野田市障がい者基本計画推進協議会及び野田市自立支援・障がい者差別解消支援地域協議会の意見を聴き、これらの意見を反映させてまいりたいと考えています。

〔想定される事業〕

- (1) 意思疎通手段に対する理解及び意思疎通手段の普及の促進を図るための施策
⇒意思疎通手段の活用啓発物資（学校、市民用及び事業所用）の配布
- (2) 市民等が意思疎通手段を学習する機会を確保するための施策
⇒学校への出前授業及び公民館での地域に密着した講座の実施
- (3) 障がいのある人が特性に応じた意思疎通並びに情報の受信及び発信を行うことができる環境を整備する施策
⇒説明会、会議、研修会等における情報保障の充実
公共施設における意思疎通支援設備等の充実
絵や図、簡易な文字表現を用いた意思疎通支援方法の充実
意思疎通支援器具の購入助成の充実
- (4) 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者その他障がいのある人の意思疎通を支援し、又は補助する者の養成及び拡充を図る施策
⇒障がい特性に応じた意思疎通を支援し、又は補助する者の養成及び拡充並びに受験費用の助成
職員向け意思疎通支援研修の開催
- (5) 災害時における意思疎通手段による情報を得やすい環境を整備する施策
⇒(3)に想定される事業と合わせて実施
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
⇒今後新たに必要な施策

（財政上の措置）

第8条 市は、前条第1項各号に掲げる施策を推進するために必要な財政上の

措置を講ずるよう努めるものとする。

【説明等】

本条は、本条例に基づく施策を推進するために、必要な財政上の措置を講ずる努力義務を定めるものです。

前条第1項の施策を実施するため、予算の措置について、地方自治法第2条第14項にのっとり、最少の経費で最大の効果が得られるよう、事業の内容や効果の見込みを検討し、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。

〔関連する法令等〕

・地方自治法第2条

14 地方公共団体は、その事務を処理するに当つては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最少の経費で最大の効果を挙げるようにしなければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

【説明等】

本条は、条例の施行に当たり、必要な事項を定める必要が生じた場合には、市長が別に定めることを規定するものです。